\bigcirc 総 務 省 告 示 第 百 五. + 七

八 る 指 条 情 定 第 報 五. 納 通 年 付 項 信 受 に 技 規 託 術 者 定 を を す 利 カン 次 る 用 指 \mathcal{O} す と 定 る お 納 方 り 付 法 指 受 に 定 ょ 託 者 る L た 玉 で あ \mathcal{O} \mathcal{O} 歳 で、 0 て、 入等 同 法 同 \mathcal{O} 納 第 法 八 第 付 条 に 五. 第 関 条 第 す Ź 項 --- 号に 法 \mathcal{O} 規 律 定 規 (令 に 定 基 す 和 る方 づ 兀 き 年 法 法 律 次 に 第三十 ょ 0) とお る 委 り告 九 託 号) を受 示 け 第

令 和 五. 年三月三十 日

令

和

几

月

日

5

適

用

す

る。

総 務 大 臣 松 本 剛 明

八 条 情 第 報 通 項 信 技 12 規 術 定 を す 利 る 用 指 す 定 る 納 方 法 付 受 に 託 ょ 者 る で 玉 あ \mathcal{O} 歳 0 て、 入 等 \mathcal{O} 同 法 納 第 付 五. に 関 条 第 す る 号 法 に 律 規 令 定 す 和 る 兀 方 年 法 法 律 12 ょ 第 る + 委 託 九 を受 号) け 第

る

指

定

納

付

受

託

者

は

次

 \mathcal{O}

表

に

撂

げ

る

者とする。

る 号) 情 な 報 お 別 通 表 信 技 \mathcal{O} \mathcal{O} 告 示 術 を \mathcal{O} 項 に 利 用 ょ に る 掲 す げ 指 る 定 る 方 歳 法 納 に 入 付 等 受 ょ る 託 \mathcal{O} 者 金 玉 額 に \mathcal{O} は、 歳 委 入 託 三 等 L + 7 \mathcal{O} 万 納 納 円 付 付 以 することが に 下 関 とす す Ź る。 法 律 できる 施 行 総 規 務 則 省 **令** \mathcal{O} 所 和 管す 五. 年 る法 総 務 省 令 令 に 第 係

名称

事 務 所 \mathcal{O} 所 在 納 付 を 委 託 すること 指 定

を

L

た

日

納 付 事 務 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O}

株式会社セイコー	株式会社しんきん	
二十一番地四五十一番地名	二十七号 目八番 港区港	地
同右	り 総務省の所管する法 に関する法律施行 がを利用する方法に がを利用する方法に がを利用する方法に がを利用する方法に がを利用する方法に	ができる歳入等の種
同 右	一 日 和 五 年 三 月 三 十	
同 右	令和五年四月一日	日

同 右	同右	同右	目十番一号 区岩本町三丁 東京都千代田	社・製パン株式会
右	同右	同右	千葉 県 千 葉 市 手 浜 区 中 瀬 一	会社ミニストップ株式
同 右	司右	同 右	二十一号 一番 東京都港区芝	株式会社ファミリ
同 右	司右	同右	地八区二番町八番町八番	株式会社セブンー

H	株式会社 国一番一号 区内 幸町 ビリングシステム 東京都千4	株式会社ローソン東京都品
石 石	一 代 丁 田 同	日 川 十 区 同
同 石 右		
1		同 右